

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 46 号

平成 29 年 11 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



佐用保育園では、さつまいも掘りを行いました。今回は福澤集落の福田宮農の農地で栽培された大きなさつまいもを力いっぱい掘り起こしました。

顔よりも大きなさつまいもでしたが汗をぬぐいながら掘り起こし、園児たちの顔からは達成感でいっぱいの笑顔が見られました。

主な記事から

- ☆ 株式会社 吉田宮農にインタビュー
・・・ 2～3
- ☆ 農地パトロールの実施
・・・ 4
- ☆ 農業者年金
・・・ 4
- ☆ 編集後記
・・・ 4



大型コンバインで稲刈りが行われました



インタビューの様子。
酒米栽培の苦労を語ってくれました



刈取り時期を迎えた稲穂を手にする、代表の吉田将光さん

◎生産者にインタビュー

“白鶴錦に夢を託して” 株式会社 吉田営農「酒米栽培への取り組み」

今月号は、佐用町酒米部会の会員で、酒米の栽培に取り組む、株式会社 吉田営農
を紹介します。

9月下旬、色づき始めた酒米のほ場に囲まれた、下秋里の(株)吉田営農を訪問しました。笑顔で出迎えてくれたのは、吉田将光さん。今年4月に法人化したばかりの会社にふさわしい、40代の若い社長です。

(株)吉田営農について

(株)吉田営農は、JAのオペレーター業務をしていた父の吉田一郎さんが近隣の農地を預かって集約し、大型農業機械の導入や規模拡大を進め、創業19年前、サラリーマンをしていた将光さんも結婚を機に、それまでの農業手伝いから農業専門に転換しました。

規模拡大と効率を求めて田植から刈り取りまでは自前でこなし、育苗、防除、乾燥調整などはJAに委託するスタイルです。現在の経営は、稲作が27%でその内20%が酒米。6%が大豆です。従業員は常勤が2名

で、農繁期には7、8名の臨時スタッフも加わります。

酒米の栽培について

酒米栽培は、以前から農協が窓口となって契約栽培をしてきました。平成21年までは「兵庫夢錦」を約40の農家で延べ35%を栽培していました。「白鶴錦」は、平成22年から佐用町で生産が始まり、年々徐々に増加。今年は一気に15%増え、約65%の栽培面積になっています。町内の生産者数は29人。旧来の生産者を中心に、大規模農業者、認定農業者がJAの酒米部会を通じ酒造メーカー白鶴との年間契約栽培を行っています。

(株)吉田営農の酒米栽培

町内での酒米栽培契約面積のうち、約3分の1を(株)吉田営農が栽培しています。酒米は価格が高いのが魅力

ですが、背も高く稲が軟らかいため、倒伏しやすいと言います。また病虫害にも弱く、契約収量を確保するためには、適切な時期の防除や追肥が欠かせません。酒米は特に追肥が重要で、反当たり10粒から15粒の追肥が必要となります。収量を左右する穂肥の散布作業が、酒米栽培で一番しんどい作業です。

8月上旬ごろの一番暑い時期に、20%分の作業を行います。肥料総量は2t以上。乗用の管理機では機械の運送が必要となり、その手間など考えると背負い式の動力散布機のほうが早く散布できます。肥料の補充作業などの手助けは急かされている感じがするので、自分のペースでできるよう、約10日間ほぼ一人で作業を続けます。

農業をやって良かったこと

サラリーマンと違って仕事上のストレスはほとんどないと将

光さんは感じています。農繁期を除けば家族と過ごす時間もあり、子供たちの行事などにも都合をつけて参加できます。また、夏休みはありませんが、11月から3月は冬休みで、春先には鈍った体を仕事モードにするのに時間がかかるなど色々なことも言えると、農業ならではの良さを感じています。

今後の目標

会社を立ち上げたばかりでもあり、しばらくは現在の酒米中心の稲作を続け、経営安定のために運用資金を作りたいと話していました。また、長男が農業の大学への進学を希望していると言いつつ、後継ぎになってくれるのでは」と笑顔を見せました。その時には子供が目指す農業を全面的に応援してやりたいと話す将光さん。後継者のいる父親としての顔はとも明るく、希望に満ちていました。

農業委員会からの お知らせ

☎Tel. 82-0667
information

農地。パトロールを実施

農業委員会では適正な農地行政の推進、行動する農業委員会づくりなどを目的として農地パトロールを実施しました。農地法の許可・届出事業の履行状況の確認と、遊休農地の発生防止や解消に向けた調査を行いました。



遊休農地を確認する農業委員

今回の農地パトロールでは、耕作をされておらず、草が生え、周辺の農地へ影響を及ぼす可能性のある農地が見られました。耕作を放棄することにより、ゴミの不法投棄をされたり、害獣の住処になるなど近隣の農地だけでなく、民家にも悪影響を及ぼします。

農地の管理が困難な場合は、農地中間管理事業などの事業の活用もできますので、農業委員または事務局までご相談ください。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農家のための魅力ある制度です。

農業者年金の加入資格要件は3つだけ

1. 年間従事日数60日以上
2. 国民年金1号加入者
(免除者を除く)
3. 20歳以上60歳未満

農業者年金の特徴

① 確定拠出型年金

他の年金は、今払っている保険料が、現在受給している方の年金のために使われていますが、農業者年金は自分でかけた保険料を運用して自分がかもらう年金になる制度です。

② 全額社会保険料控除

民間の保険会社などの個人年金の社会保険料控除は5万円（新制度は4万円）までですが、農業者年金は全額控除となります。

③ 終身年金

受給期間は終身です。もし、80歳までに亡くなった場合でも、80歳までに受け取れる年金額の現在価値相当額がご遺族に支給されます。

④ 掛け金は自由に選択

掛け金は2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。途中でやめたり、再加入したりすることもできます。

魅力がたくさんある農業者年金。将来への積み立てとしてぜひこの機会にご検討ください。ご加入をお考えの方は、JA窓口または農業委員会までご連絡をお願いします。

許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

12月委員会分	11月30日(木)
1月委員会分	12月28日(木)
2月委員会分	1月31日(水)

編集後記

新米の収穫時期も終わりました。農家の皆様の収穫量はいかがでしたか。今年のは米の価格も上がり、少し笑顔が見られるのではないのでしょうか。

水稻農家への米の直接支払交付金は、本年度が最終年となりました。今後、ますます後継者が不足し、遊休農地が増えるのではと心配しています。地域と行政が一体となり、若い担い手、就農者を育成し、農業、農地を守っていきましょう。

編集委員 福田範康

編集委員会

委員長 小原孝文
副委員長 腰前正好
委員 福田範康
委員 高見重嘉
委員 保田洋三
委員 秋田洋三
委員 森林茂